

岡山家庭裁判所委員会議事概要

- 第1 日時
平成21年7月10日(金)午後3時
- 第2 場所
岡山家庭裁判所大会議室
- 第3 出席者
13人(男性9人,女性4人)中10人(男性7人,女性3人)の委員が出席
- 第4 議事
1 岡山家庭裁判所長あいさつ
2 家裁委員自己紹介
3 家裁委員会副委員長あいさつ
4 意見交換等

テーマ「岡山家庭裁判所における保護的措置について」

(1) 保護的措置についてのビデオ視聴及び職員からの説明が行われた。

(2) ビデオ及び職員の説明等についての意見交換

【保護的措置の意義について】

家庭裁判所が行っている少年や親に対する働き掛けは、本来の枠組みとしては、処遇として保護観察等になった後に行うことが想定されていると思われる。それを家庭裁判所がやるのは、保護観察等の措置になってからよりも家庭裁判所において決定がされる前にいろいろな働き掛けをしたほうが効果的だという点があるように感じられる。今後は、審判前に行う処遇と審判後の処遇との連携や切り分けをどう考えていくのかが重要になってくる。

新聞報道などでは、非常に悪い子が増えた、凶悪犯罪だと取り上げられているが、少年事件の数は統計上も明らかに少なくなっている。また、少子化の影響で子供の数は減っており、親が1人の子に対する手の掛け方は厚くなっているはずなので、本来ならばもっと少年事件が減っていてよいはずだが、必ずしもそうでもない。やはり、子供への手の掛け方が違っているのではないかと、本当に子供と向き合っていないのではないかとということがあるので、家庭裁判所としては、そのようなところにもう少し手を出してはどうかと感じる。

家庭裁判所は審判を下す前に手をかけるということを一定程度して、その後のフォローも一定程度しているが、いろいろな処遇をした子供たちがその後どうなったかというところがいつもよく分からないので、どれくらいうまくいっているのかというのが常に気になる。大人になってから犯罪を起こした場合に以前の資料がないと言われることがあるが、やはり子供のときからの問題がずっと継続しているので、大人になって犯罪を犯したような場合に遡って原因を見つけられるような態勢作りが、今一番必要とされているのではないかとと思う。

万引き被害を考える会の中で、被害者の話を聞いて話合いをするだけでなく、もっと自分の問題として実感できるような工夫をすれば、もっと被害者の気持ちに対する理解が深まるのではないかと考えた。

【補導委託先等について】

住み込みの補導委託先が少なくなっているということだが、具体的に広報活動とかそう

いったことがあれば教えていただきたい。

NPO法人「子どもシェルターモモ」が本年4月1日に開設した「おおもと荘」は、岡山県下では初の児童援助ホームとなる。農家を改造したアットホームなところであるが、その分、目が届きやすいという面もある。もう一つは、女性が虐待等から逃げてきたときに住所を明らかにしないで一時的に預かれる施設について、人を募集しつつ設備の改修を始めているところである。

補導委託先がもっとあればいいという話だが、いろんなところで手伝いをしたいと思う人はたくさんいる。補導委託先の開拓に向けて、PRの方法は考えられるのではないかな。

【就労支援について】

仕事をして自分の自立とか先を見越すことはとても大切なので、就労支援としてのハローワークなどと連携して、子供たちが本当に自立していくということがとても大切ではないかと思う。

犯罪あるいは非行を犯した者を立ち直らせるには、就労の機会を与えるのは極めて大切であり、統計によると、職のない人よりは職のある人が職につけた人のほうが5倍くらい再犯率が低い、すなわち無職者の再犯率の方が5倍くらい高いという数値が出ていたと思う。そのため、保護観察所は、保護観察対象者を実際にハローワークに連れて行って、どういふことをハローワークでやればいいのか、どういふ相談をすればいいのかということも実際にやり方を教えてあげている。しかも、前科のある保護観察対象者が実際に紹介を受けて働きだして何かトラブルを起こし、損害を与えるようなときに備えて補償に向けた取組もしている。

【最高裁作成のビデオについて】

最高裁判所が作成したビデオについては、4人家族という設定だが、家族の形態はものすごく変わっており、4人家族というのは少ないのではないかな。家族パターンが変わっているというあたりもふまえて今の家族形態に合わすということも少し必要ではないかと思う。

【精神科医等との連携について】

児童精神科的な診断をきちんとしておくということを忘れて、実は善意でやったことがちっとも善意に働かないことがあるので、発達障害があればどの程度のどういふ発達障害があって、その子の属性はどうかということをきちんを見極めた上での処遇決定が一番大切なのではないかと思う。また、いろいろな機関が治療をやり、診断をし、審判をし、調査をし、それがうまく連携していないといけなないのであって、それぞれの思いだけで動いていると、うまくまわらない。

6 次回の予定

今回は、平成21年10月22日(木)に、被害者配慮の制度をテーマに開催されることになった。